別紙

令和5年度持続的生産強化対策事業の第3次公募に係る事業審査基準について

審査基準については、持続的生産強化対策事業実施要領別表4の共通の審査基準及び別表4の規定 に基づき定める各事業の審査基準のとおりとする。

別表4 (審査基準)

要領本体第3の1(3)の審査に当たり、事業の要件を満たす場合であっても、次の事項に該当する者は採択しないものとする。

- ・過去3ヶ年に「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律」(昭和30年法律第179号)第17条第1項又は第2項に基づく交付決定取消のある応募団体(共同機関を含む。)
- ・効率性を除く1及び2の審査基準のうち1項目でも0ポイントとなった場合

1 共涌の審査基準

審査基準	評価項目	配分基準	ポイント
有効性	・事業テーマに適切に対応し、政策性を有する提案課題となってい		
【目的・目標の	るか。	十分認められる。	5
妥当性】	・事業実施の目的・目標が、具体的かつ明確に設定されているか。	概ね認められる。	3
	・目標の達成を判断するために、適切な指標を設定しているか。	一部認められる。	1
	・目標の達成により、事業テーマに応じた我が国農業が抱える課題	認められない。	0
	の解決に向けた効果が期待できるものとなっているか。		
効率性	・目標達成のための妥当なスケジュールであるか。		
【事業実施計	・予算計画は妥当なものになっているか。	十分認められる。	5
画の妥当性】	・目標達成に必要な取組内容を過不足なく取り上げているか。	概ね認められる。	3
	・事業実施計画における取組内容間の関係及び順序は適切か。	一部認められる。	1
		認められない。	0
実現性	・事業を的確に遂行するために必要な実施体制、事業整備等を有し、		
【事業実施体	役割分担、責任体制が明確になっているか。事業を推進するため	十分認められる。	5
制の妥当性】	に効果的な実施体制となっているか。	概ね認められる。	3
	・事業代表者に十分な管理能力があるか。関連する取組の経験、実	一部認められる。	1
	績を相当程度有しているか。	認められない。	0
	・特定の事業実施場所を選定する事業にあっては、事業内容に適し		
	た事業実施場所が選定されているか。		
	・事業遂行に係る経理その他の事務について的確な管理体制及び処		
	理能力を有しているか。		
公益性	・申請内容は、事業の趣旨に則ったものであるか。		
【国の支援の	・成果の享受が特定の受益者のみにとどまらず、公益的な波及効果	十分認められる。	5
妥当性】	が期待されるか。	概ね認められる。	3
	・新たな技術開発等に係る事業にあっては、技術の進歩に画期的な	一部認められる。	1
	役割を果たし、新しい産業の創出へ発展の手掛かりが期待できる	認められない。	0
	など、提案課題に新規性・先進性が期待されるか。		

2 各事業の審査基準

審査基準	評価項目	配分基準	ポイント
1	※事業ごとに別紙に定める。	※事業ごとに別紙に	※事業ごとに
		定める。	別紙に定め
			る。
2	※事業ごとに別紙に定める。	※事業ごとに別紙に	※事業ごとに
		定める。	別紙に定め
			る。

- (注1) 要領第4の1の革新計画において、今後の普及すべき新たな営農体系の実施に産地全体の環境整備が必要な場合の取組方針として活用想定事業等が定められており、その内容が適切と判断される場合、同ポイントの申請書類が複数あった際に優先的に採択するものとする。なお、革新計画との関連した事業を申請する場合にあっては、革新計画が策定されていることを証明できる書類を添付することとする。
- (注2)輸出事業計画の認定規程(令和2年4月1日付け農林水産大臣決定)に基づき策定された輸出事業計画において、関連事業 に関する事項等が定められており、農林水産大臣により認定されている場合は、1及び2に定めるポイントに加え、1ポイン トを加算できるものとする。ただし、追加公募には適用しないものとする。
- (注3) 中山間地農業ルネッサンス事業実施要綱(平成29年3月31日付け28農振第2275号農林水産事務次官依命通知)に基づき 策定された地域別農業振興計画において、関連事業に関する事項等が定められており、地方農政局長により認定され、又は認 定されることが確実と見込まれ、かつ、事業実施計画が適切と判断される場合は、優先的に採択するものとする。ただし、追 加公募には適用しないものとする。
- (注4) みどりの食料システム法に基づく基本計画で定められた、又は別紙に定める期日までに定められる見込みの特定区域を含む 地域を事業実施地域として取り組む場合は、1及び2に定めるポイントに加え1ポイントを加算できる。ただし、追加公募に は適用しないものとする。
- (注5) 環境負荷低減事業活動実施計画及び特定環境負荷低減事業活動実施計画について、みどりの食料システム法に基づき都道県 知事の認定を受けている場合又は別紙に定める期日までに認定を受けることが明らかな場合は、1及び2に定めるポイントに 加え1ポイントを加算できる、又は優先的に採択するものとする。ただし、追加公募には適用しないものとする。
- (注6) 基盤確立事業実施計画について、みどりの食料システム法に基づき主務大臣の認定を受けている場合又は別紙に定める期日 までに認定を受けることが明らかな場合は、1及び2に定めるポイントに加え1ポイントを加算できる、又は優先的に採択す るものとする。ただし、追加公募には適用しないものとする。

2 各事業の審査基準 (地域の生産体制強化・需要創出事業)

評価項目として2つの成果目標を選択するものとし、配分基準に応じて、以下のとおりポイント付けを行うものとする。

I 対象作物が茶の場合

審査基準	評価項目	配分基準	ポイント
成果目標(1)	・事業実施年度の事業実施計画における茶栽培面積に対する改植	4 %以上	4
	等の実施面積を1%以上増加。	3 %以上	3
		2 %以上	2
	茶の改植等を実施するに当たり、以下のいずれかに該当する場合、	1 %以上	1
	1ポイント追加する。		
		左記のとおり	1
	 ①実質化された人・農地プランが策定されている場合又は工程表が		
	公表され、1経営体以上が中心経営体に位置付けられている場合		
	 ②経営再開マスタープランが策定されている場合又は工程表が公		
	表され、1経営体以上が中心経営体に位置付けられている場合		
	③地域計画が策定され、1経営体以上が目標地図に位置付けられて		
	いる場合若しくは工程表(「地域計画の策定に取り組む地区の工		
	程表」の作成について(令和4年9月22日付け4経営第1531		
	号農林水産省経営局経営政策課長通知)に基づき作成される工程		
	表をいう。以下同じ。)を作成し、協議の場が設置されている場		
	合		
	④当該年度に農地中間管理機構と連携して取り組む場合		
成果目標(2)	・有機栽培への転換に必要な資材の導入を行う場合にあっては、	有機 JAS 認定の取	1
	有機栽培への転換を実施する対象茶園における有機 JAS 認定等	得	
	の有機認証取得割合を 100%。		
	・当該年度における茶の改植等の実施面積に占める上記有機認証	10%以上	4
	取得面積の割合を2%以上増加する場合はポイント追加。	8%以上	3
		5%以上	2
		2%以上	1
成果目標(3)	主要品種指数を直近値の2以上低減。	34 以上	5
成果目標(3)	主要品種指数を直近値の2以上低減。 (なお、主要品種指数とは、事業実施地区等における茶品種「や	34 以上 26 以上	5 4
成果目標(3)			
成果目標(3)	(なお、主要品種指数とは、事業実施地区等における茶品種「や	26 以上	4
成果目標(3)	(なお、主要品種指数とは、事業実施地区等における茶品種「やぶきた」の栽培面積を、当該年度の茶栽培面積で除し、100を乗じ	26 以上 18 以上	4
成果目標(3)	(なお、主要品種指数とは、事業実施地区等における茶品種「やぶきた」の栽培面積を、当該年度の茶栽培面積で除し、100を乗じ	26 以上 18 以上 10 以上	4 3 2
	(なお、主要品種指数とは、事業実施地区等における茶品種「やぶきた」の栽培面積を、当該年度の茶栽培面積で除し、100を乗じた数とする。)	26以上 18以上 10以上 2以上	4 3 2 1
	(なお、主要品種指数とは、事業実施地区等における茶品種「やぶきた」の栽培面積を、当該年度の茶栽培面積で除し、100を乗じた数とする。) 輸出相手国・地域の MRL 基準をクリアする茶園面積又は出荷量	26 以上 18 以上 10 以上 2 以上 25 ポイント以上	4 3 2 1

		5 ポイント以上	1
成果目標(5)	第4の1(2)イ(エ) bに規定する産地の省力化・低コスト化	5つ以上	5
	に資する以下の取組を1つ以上取り組む。	4つ	4
	(a)ドローン、無人摘採機等を活用した労働力削減に資する	3つ	3
	先端技術の実証ほの設置	2つ	2
	(b)新たに導入した品種の栽培技術の確立に資する実証ほの	1つ	1
	設置		
	(c) 生産コストの低減に資する土壌分析に基づく適正な施肥		
	の実施や点滴施肥技術の導入		
	(d) 機械化作業体系に資する茶樹の畝方向の統一化		
	(e)国内マーケットの新規創出に向けた発酵茶・半発酵茶等		
	の栽培・加工の取組の実施。		
成果目標(6)	総出荷量又は総出荷額に占める輸出量又は輸出額の割合を5ポ	25 ポイント以上	5
	イント以上増加。	20 ポイント以上	4
		15 ポイント以上	3
		10 ポイント以上	2
		5ポイント以上	1
成果目標(7)	総出荷量又は総出荷額に占める契約出荷量又は契約出荷額の割	25 ポイント以上	5
	合を5ポイント以上増加。	20 ポイント以上	4
		15 ポイント以上	3
		10 ポイント以上	2
		5 ポイント以上 	1
成果目標(8)	産物 1 kg 当たり又は 10a 当たり労働時間を直近値の 2 %以上低	10%以上	5
	減。	8 %以上	4
		6%以上	3
		4 %以上	2
		2 %以上 	1
成果目標(9)	産物 1kg 当たり又は 10a 当たりの肥料費(施肥量)又は農薬費(農	18%以上	5
	薬使用量)を直近値より10%以上削減。	16%以上	4
		14%以上	3
		12%以上	2
		10%以上 	1
成果目標(10)	農業機械等リース支援を実施する場合に、直近3年の平均値に比	18%以上	5
	へて荒茶 1 kg 当たり燃油等使用量を 10%以上削減。	16%以上	4
		14%以上	3
		12%以上	2
		10%以上	1

成果目標 (11) ・導入した凍霜書防止施設等の移動により、凍霜書等の軽減により 直近の凍霜書等による被書単収から 10%以上の単収向上を図る。 14%以上 2 12%以上 10%以上 1 ・ 支援対象者のうち 1 名以上が収入保険制度に加入している場合は 1 ポイント追加 収入保険制度への加入				
大規対象者のうち1名以上が収入保険制度に加入している場合は 1ポイント追加 収入保険制度への加	成果目標(11)	・導入した凍霜害防止施設等の稼働により、凍霜害等の軽減により	16%以上	4
大支援対象者のうち1名以上が収入保険制度に加入している場合は 収入保険制度への加		直近の凍霜害等による被害単収から 10%以上の単収向上を図る。	14%以上	3
・支援対象者のうち 1 名以上が収入保険制度に加入している場合は 1 ポイント追加 収入保険制度への加入 入			12%以上	2
1 ポイント追加 収入保険制度への加入 1 入			10%以上	1
成果目標 (12)		・支援対象者のうち1名以上が収入保険制度に加入している場合は		
成果目標 (12)		1 ポイント追加	収入保険制度への加	1
平均コストから10%以上削減する。 16%以上 3 14%以上 2 12%以上 12%以上 1 10%以上 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1			入	
14%以上 12%以上 2 10%以上 1 1 1 1 1 1 1 1 1	成果目標(12)	東霜害防止施設等に要する電力コストを直近年における近隣の	18%以上	5
12%以上 1 12%以上 1 10%以上 1 1 1 1 1 1 1 1 1		平均コストから 10%以上削減する。	16%以上	4
成果目標 (13) 事業実施主体が実施する地区 (以下「実施地区」という。) に おいて、茶の合計の生産量を5%以上増加。 11%以上 4 9%以上 2 5%以上 1 11%以上 5 11%以上 2 5%以上 1 11%以上 4 11%以上 4 11%以上 4 11%以上 5 11%以上 5 11%以上 5 11%以上 5 11%以上 4 11%以上 2 11%以上 2 11%以上 2 11%以上 5 11%以上 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1			14%以上	3
成果目標 (13) 事業実施主体が実施する地区 (以下「実施地区」という。) に 13%以上 5 おいて、茶の合計の生産量を5%以上増加。 11%以上 3 7%以上 2 5%以上 1 放果目標 (14) 関連設備・機械の生産効率 (単位時間当たり生産数量等)を直 13%以上 5 近値の5%以上向上。 11%以上 4 9%以上 3 7 %以上 2 5%以上 1 1 1 6 以上 4 9 %以上 3 7 %以上 5 以上 5 %以上 1 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0			12%以上	2
おいて、茶の合計の生産量を5%以上増加。 11%以上 3 9%以上 3 7%以上 2 5%以上 1			10%以上	1
9%以上 3 7%以上 2 5%以上 1 1 1 1 1 1 1 1 1	成果目標(13)	事業実施主体が実施する地区(以下「実施地区」という。)に	13%以上	5
7%以上 2 5%以上 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1		おいて、茶の合計の生産量を5%以上増加。	11%以上	4
大阪果目標 (14) 関連設備・機械の生産効率 (単位時間当たり生産数量等)を直 近値の5%以上向上。			9 %以上	3
成果目標 (14) 関連設備・機械の生産効率 (単位時間当たり生産数量等)を直			7 %以上	2
近値の5%以上向上。 11%以上 4 9%以上 3 7%以上 2 5%以上 1 成果目標(15) (人材確保策の検討に取り組む場合) 5人以上 受益地区において、新たに人材を1人以上確保する。 4人 3人 3人 2人 2			5%以上	1
成果目標 (15) (人材確保策の検討に取り組む場合) 5 人以上 5 受益地区において、新たに人材を1人以上確保する。 4人 3人 2 3人 2人 2	成果目標(14)	 関連設備・機械の生産効率(単位時間当たり生産数量等)を直	13%以上	5
成果目標(15) (人材確保策の検討に取り組む場合) 5 人以上 2 人		近値の5%以上向上。	11%以上	4
成果目標(15) (人材確保策の検討に取り組む場合) 5人以上 5 受益地区において、新たに人材を1人以上確保する。 4人 3人 3 2人 2			9%以上	3
成果目標 (15) (人材確保策の検討に取り組む場合) 5人以上 5 受益地区において、新たに人材を 1 人以上確保する。 4 人 3 人 3 2人 2			7 %以上	2
受益地区において、新たに人材を1人以上確保する。 4人 3人 3 2人 2			5%以上	1
3人 2人 2	成果目標(15)	(人材確保策の検討に取り組む場合)	5人以上	5
2人 2		受益地区において、新たに人材を1人以上確保する。	4 人	4
			3人	3
			2人	2
1人 1			1人	1

⁽注)達成すべき評価項目欄の「ポイント」は、パーセントで表された数字同士の差を指す。

2 各事業の審査基準(さとうきび農業機械等導入支援事業) 現状に対する評価項目の高さに応じてポイントを付与する。 以下の①は評価項目の中から1つ選択することとする。

審査基準	評価項目	配分基準	ポイント
① 実行性	【a 新たにハーベスタを導入する場合】		
	・10a当たりの労働時間を 10%以上削減	50%以上	5
		40%以上	4
		30%以上	3
		20%以上	2
		10%以上	1
		10%未満	О
	・10a当たりの労働時間を 10%以上削減	30%以上	5
		25%以上	4
		20%以上	3
		15%以上	2
		10%以上	1
		10%未満	О
	・作付面積を1%以上増加	10%以上	5
		8%以上	4
		6%以上	3
		4%以上	2
		1%以上	1
		1 %未満	0
	・生産量を5%以上増加	25%以上	5
		20%以上	4
		15%以上	3
		10%以上	2
		5%以上	1
		5 %未満	0
	・作型別栽培の 10 a 当たり収量を 5 %以上増加		5
		20%以上	4
		15%以上	3
		10%以上	2
		5%以上	1
		5 %未満	О
	・土壌診断及び土づくりの実施面積割合を6ポイント以上増加		5
		24 ポイント以上	4
		18 ポイント以上	3
		12 ポイント以上	2
		6ポイント以上	1
		6 ポイント未満	0

2	地域にお	・取組内容が地域において重要なものであり、事業実施主体が所在	5つ満たす。	5
	ける重要	する県が特に重要性が高いと認める地区であるか。	4つ満たす。	4
	性	・受益する農家又は受益農業従事者に 65 歳未満の者が含まれている	3つ満たす。	3
		か。	2つ満たす。	2
		・事業実施主体、受益する農家又は受益農業従事者の中に、人・農	1つ満たす。	1
		地プランの中心経営体に位置付けられている者又は位置付けら	1つも満たさない。	0
		れることが確実と認められている者がいるか。		
		・さとうきび増産計画又はフォローアップに位置づけられた取組と		
		なっているか。		
		・事業実施主体がこれまで国庫補助事業を受けて導入した農業機械		
		等の目標達成率が50%未満のままとなっているものがないか。		